

1. 件名：検査制度見直しに関する核燃料施設等事業者との面談

2. 日時：令和元年11月6日（水）14：55～16：40

3. 場所：原子力規制庁 13階会議室D

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

検査監督総括課 高橋課長補佐

核燃料施設等監視部門 熊谷統括監視指導官、関主任監視指導官、江田原子力運転検査官

専門検査部門 大東首席原子力専門検査官、松本主任原子力専門検査官、清水検査技術専門職、後藤検査技術専門職

長官官房

制度改正審議室 古作企画調査官

日本原燃株式会社 安全・品質本部 フェロー（QMS改善担当） 他2名

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 安全・核セキュリティ統括部 次長 他1名

原子燃料工業株式会社 品質・安全管理室 参事

株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン 環境安全部 副部長

東京都市大学 原子力研究所 所長・原子炉施設管理室長 他1名

立教大学 原子力研究所 所長 他1名

株式会社日立製作所 原子力事業統括本部 王禅寺センタ

近畿大学 原子力研究所 原子炉主任技術者代行者

京都大学 複合原子力科学研究所 准教授・中央管理室副室長 他1名

公益財団法人核物質管理センター 六ヶ所保障措置センター 安全管理課長代理 他2名

5. 要旨

(1) 日本原子力研究開発機構（以下「JAEA」という。）から、配布資料（1）に基づき、新たな検査制度の施行に向けてJAEAで進めている定期事業者検査の検討状況について説明があり、原子力規制庁と核燃料施設等事業者とで、意見交換を次のとおり行った。

(2) 原子力規制庁から、施設の構造や状態がほとんど変わらないものなどであっても、全く検査をせずに日常的な点検や巡視などだけで良いということではなく、巡視点検等が基準に照らして適切に実施されていることを検査部門で確認することが必要である旨を伝えた。JAEAから、規模も小さく危険度も低い核燃料施設等では、グレーデッドアプローチの適用やリソース不足の観点からも新たに検査体制の増加につながる要求事項は対応が困難ではない

かとの意見があったが、原子力規制庁から、検査単位を大きくまとめたり、記録確認検査での抜き取り率を適切に設定するなどの工夫を各事業者の実情に応じて検討し、認識共有を図ることが重要であることを説明した。

- (3) 原子力規制庁から、新規制基準適合性審査未申請の施設や使用施設等では、新規制基準への対応設備等は定期事業者検査の対象とはならないが、一方で品質マネジメントシステム（QMS）の中では事業者内での要求事項を明確にして施設管理として検査する必要がある、社内規程の整備も含めて対応することが必要であることを説明した。
- (4) 原子力規制庁から、定期事業者検査における一定の期間の設定等の考え方を説明し、保全計画での点検頻度等を保全の有効性評価において根拠を明確にしていくことが重要であるが、初回はこれまでの運転実績を用いることで十分であること、これらは定期事業者検査の開始時の報告での記載事項であり、原子力規制検査での実施状況確認と合わせて認識を共有していくことを説明した。
- (5) 京都大学から、経過措置での保安規定変更認可の前に定期事業者検査を実施する際の現行の保安規定の下での定期自主検査の扱いについて質問があり、原子力規制庁より、認可前に実施する場合は並行して実施する必要があるため、なるべく統合して実施できるよう社内規程の変更等で対応するよう求めるとともに、認可前には定期自主検査として実施しておき、認可後に定期自主検査の記録確認等で定期事業者検査を実施することもあり得る旨を説明した。検査の独立性を確保する単位としての部門という用語については、保安規定に記載される組織での役割分担が基礎になる旨を共有した。

6. 配布資料

- (1) 新検査制度における定期事業者検査の検討状況について（JAEA資料）